

Title	〔労働法 四三〕 下部組織の集団脱退と建物所有権の帰属
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaiho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.12 (1967. 12) ,p.89- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19671215-0089">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19671215-0089</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔労働法 四三〕 下部組織の集団脱退と建物所有権の帰属

国鉄労働組合大分地方本部事件  
大分地方裁判所昭三九の四六〇号  
昭和四二年三月二十八日判決  
判例時報四八九号二六頁

### 【事実】

本件は、一つの大組合内部における集団脱退とそれにからむ組合財産の帰属に関する問題を中心として展開される団体法理の諸問題についての争いである。まず事件の概要を述べると国鉄地方本部の大分地方本部（以下単に大分地本という）は、大分鉄道管理局に勤務する職員をもつて結成され、大分地本自身としては、法人格を有する社団ではないが、全国の日本国有鉄道の職員によつて結成されている国鉄労組（法人格を有する）の下部組織として実質的には独立の活動を続けている団体で、かつ反面において国鉄労組の下部機関としての地位を有している。その意味からすれば、右大分地本は、国鉄労組の組織統制のなかにおいてその独自性を認められている団体である。

被告Sは、もと大分地本の組合員であつて、昭和二九年八月以降昭和三五年八月までの間大分地方本部執行委員長の地位にあつた。昭和三年九月大分地本所属の組合員の抛出にかかる金員および大分地本に対する外部からの寄附金を建築資金として組合事務所を建築した。しかし大分地本は、すでに述べたように法人格を持たない

労働組合の下部組織であるため、その組合事務所の所有権保存登記を団体名義において行なうことができず、S名義で保存登記をしなければならなかつた。当該登記を行なうにあつて大分地本は、Sとの間に（一）本件建物につき被告名義に所有権保存登記をなすことを信託する、（二）右信託契約は、随時大分地本において解除することができる旨の合意を成立せしめている。

さて国鉄労組は、その運動方針として政治的には社会党支持を打ち出し、また、本部規約によつて下部機関にはそれに対応する県労働組合評議会への加盟を要請しているが、昭和三九年二月および同年八月に行なわれた地方大会において、民社党支持、県労評脱退そして全日本労働組合総同盟組合会議傘下に入ることを決議した。この決議に対して国鉄労組本部は、右決議の撤回を求めたが大分地本はこれに承服せず、そのため国鉄労組本部は、本部の統制に違反するとして昭和三九年一〇月八日闘争指令第八号をもつて地方本部執行委員七名（実際は八名で、そのうちの一名は本部の指示に従つた）の組合内における執行権、選挙権、被選挙権停止の処分を行なうとともに執行委員会の代行機関を設置しその長として訴外人を指名する

旨通告した。その後大分地本は、組合員の約三分の二に相当する組合員が直接国労本部に対して脱退届を提出し、新国鉄大分地方労働組合（以下単に大分地方労組という）を結成することになった。

本件における両当事者間の争点は、多岐にわたるが、主要な争点は、第一に、被告の本案前における抗弁のなかにうかがえる国労規約二二条の無効の主張すなわち国鉄労組が大分地区組合員に示した処分は、処分権の範囲を著しく超え、これを濫用したものであるというべきで、「民主主義の理念に反する極端な専制主義的色彩を有する規定」であつて、公序良俗に反する無効の規定としている。これに対し原告国鉄労働組合は、「国鉄労組全体の利益に著しく背反する行動があつたため『下部機関が本部機関の意に反した執行を行い組合の利益に重大なる支障を与えると判断される場合、中央執行委員会は正当な運営を行わせるため必要な措置をとることができる』旨の国鉄労組本部規約第二九条第三項に基いてなしたものであつて、単一組織たる国鉄労組の組織統制のための当然の措置であり、その効力を否定する被告の見解は失当である」とする。第二は、大分地本が分裂したかどうか、被告側としては、「実質的には右決議の通り元大分地方本部は同一性を保つたまま大分地方労組に移行したというを妨げない。……脱落者の集団は、……当時全く労働組合ないしその下部機関たる機能を喪失」していたとする。これに対し原告は分裂を惹起した組合大会と称するものは、正規の決議機関を構成するものでなく、会合における決議は大分地本の意思決定とみることはできないとして分裂を否認すると同時に新旧組合の同一性を否定す

る。そして第三に組合財産の帰属については、まず信託契約の解除ないしその前提として存否が争われ、訴外人の解除権の適法性について人の地位をめぐる主張が対立する。

裁判所は、右当事者の主張に対して、判決は、原告に建物に対する二分の一の所有権があることを確認し、訴訟費用を原告、被告おののに二分の一ずつ負担せしめている。

#### 【判旨】

判旨は、「当事者能力について」、「Sの代表資格について」、「元大分地本は、大分地方労組であることについて」、「組合の分裂について」などの諸問題について判断を行ないながら結論に到達するのである。以下各判断について区別し述べることにする。

#### (一) 当事者能力について

「実質的に社団として独立の活動をなし来つたものであることが認められる」とし、「その構成員数において相当の減少はあつたものの、現在国鉄労組の下部機関たる地位を有し且つ前記同様独立の社団たる実質」ありとしている。

#### (二) Sの代表資格について

「被告は、Sは訴外人の瑕疵ある地位（代表権限を取得しない）を承継したものであつて正当な代表権限を有しない旨主張するけれども……昭和三九年一月二四日原告の組合大会において選出されて執行委員長に就任し、原告を代表するものと認められるから、右人の代表資格の有無を判断するまでもなく被告の右抗弁は理由がない。」

(三) 元大分地方本部は大分地方労組であるとの主張について

「およそ国鉄労組からの離脱の如き地方本部の存続にかかわる重大な事柄が規約に定める大会以外において決定されることは許されないと解せられるところ、他に被告主張の如き大会決議がなされた事実を窺うに足る証拠も存しない」とし、その同一性を否認し、しかば組合の分裂であるとする。

#### (四) 組合の分裂について

「労働組合にいわゆる分裂なる法概念を是認すべきか否か、仮にこれを積極に解するとしても、いかなる要件のもとに認むべきかについては異論の存するところであるが、少くとも複数の労働組合が相合して一個の組合を形成するに至るところの『組合の合同』なる法概念を容認する限り、社会的実態としての事実上の分裂の存在を直視し、右にいわゆる合同の逆現象としての『組合の分裂』なる概念もこれを是認し得べきものと考えられる。……このことは、単一法人たる労働組合の下部組織にあたるものであつても、それが法人にあらざる社団として固有の代表者、決議及び執行の機関を具え独立の社会的活動を営むものである限り、右下部組織にも発生し得るものであり、殊にその固有の財産の帰属に関して主体における分裂の有無を判断しようとする場合においては、端的な下部組織それ自体に前記分裂概念を適用して判断すれば足るものと解される。」とし、本件が組合分裂であることを認める。

#### (五) 組合財産の帰属について

以上前提に立つて、「分裂による組合財産の帰属に関しては制定法上明文を欠くが、分裂がこれまでも述べたように社団の構成員個

人への還元ではなく、複数のより小さい組織への分解であつて、その限度では集団的現象であり、基本たる一個の社団の消滅と同時に数個の社団が生成せられる現象であること、しかも分裂惹起の力関係からみて、相互の反撥力が匹敵し統一が破れる段階において起るという社会的実態を直視し、且つ分裂各組合そのものの内部関係はいづれも社団として依然総有状態にあることを考えるとき、組合財産は分裂により分裂各組合の共有となり、その組織的力関係が均衡する限り、各組合の持分の割合は端的に右新組合の数に応じ均分されると解するのが本質に即した解決といふべきである。」

#### 【研究】 判旨反対である。

一 この事件は、組合事務所をめぐる所有権確認の争が中心となるが、その結論に到達するまで多岐にわたる問題が論ぜられている。下部組織と上部機関との関係、とりわけ上部機関は、下部組織に対して組織統制を背景としていかなる程度の干渉をなしうるものなのか、本件の場合におけるように組織全体が単一組織をとつていとき下部組織は、いかなる程度の独自性が認められるのか、分裂はいかなる法現象を表わすのであろうか、分裂後における財産所有関係はいかなるものかなどこの事件はさまざまな問題を含んでい

る。そこでまず上部機関と下部組織との関係についてみると、この組合の場合のように単一組織をとつているとき、上部機関はかなり強力な組合統制を行ないうる事がうかがえる。本来組合統制と労働組合の社団性との問題は、別個に考えられるべきであるとはいいな

がら、ことが所有権確認の争いであるだけに、右の点がどうしても混同しやすい傾向にあることはやむをえないであろう。判旨は大分地本は、「実質的に社団として独立の活動をしていた」と述べるが、その考え方のなかには組合統制と組合の社団性とが同一の論点において考えられているといえよう。しかし大分地本は、国鉄労働組合の一地方組織として組合活動の独自性が認められていたのであつて、実質的に独立の社団性を持ちえたかどうか疑問である。被告側が無効とする組合規約の第二二条、第二九条などからして大分地方に独自の組合活動を認めることは不可能であろう。大分地本が、「独自の臨時費又は積立金等から形成され、これを独自の責任において自己の用途に供し、対外的にもこれに基いて各種の財産上の取引を自己の名においてなし」ていようと、そのことが組合の独自性を認める根拠とはなりえない。右の事実があつたにしろそれは国鉄労働組合の組合統制下においてなしうるものであり、組合統制は、常に労働組合の財産関係に優先して考えられるべき性質のものである。したがつて大分地本内において、国鉄労働組合の組織に影響を与える事件が発生した場合、国鉄労働組合が闘争指令八号を出し、新しい執行機関の形成を指令したとしても、それが大分地本の組合の独自性を侵害したというには当たらない。なるほど労働組合における組合民主主義は、極めて重要なことであり、もつとも尊重されるべきものであるとはいいながら、組合民主主義が、右に述べた国鉄労働組合の闘争指令によつて侵害されたとすることは妥当でない。

被告主張のなかにおいて、国鉄労働組合が指名した大分地本の委

員長は、大分地本の組合大会によつて正式に選出されたものでなく、正式の代表権を持たないものとするが、国鉄労働組合が、その組織破壊の緊急状態において一方的に上部から臨時に大分地本委員長を指名することは、組合民主主義の原則に反するものでなく、その後一か月半ばかり後において正式の大分地本組合大会において執行委員長を選任しており、大分地本の団体性が消滅した事実はいふべからず、判旨がこの点について肯定しているのは妥当である。

二 つぎに主要な問題の焦点は、組合分裂である。労働組合が分裂することは、決して好ましいことではないが、さりとてその組合主義に批判をもち、異なつた組合主義のもとにおいて新たな組合活動を展開することは、労働組合員に当然許容されたものというべきである。この事件においては、集団脱退のかたちをとり、大分地本の各個人が国鉄労働組合に直接脱退届を出すという形式が取られたが、そのとつた手続がどうあれ労働組合の分裂であろうか。労働組合の分裂の要件は、労働組合員の集団的離脱または分離によつて、労働組合の基礎に大きな変化がみられることであり、労働組合自体が自動的に分解することである(概元美知男「労働組合の分合と併合」この場合人員の減少ということ、労働組合の基盤に変化がみられたということにはならないし、新組合が結成されたということも基盤の変化に影響を与える判断基準ということではできない。すなわち分裂であるか脱退であるかは、その労働組合が従来組合活動を対使用者との対等関係においてなお發揮できるかどうか、決定的打撃を組合費の徴収の上からうけたかどうかそしてそれが従来組合運動に影響

響を与えるものであるかどうかなどを考慮して分裂か集団脱退かを判定すべきものと考えられる。したがって労働組合から組合員がいかなる状態で離脱し結果はどうなつたか、すなわち離脱現象を中心として分裂を考えるべきでなく、労働組合の現状に焦点を置いて分裂か脱退かを考えるべきであろう。

この事件において国鉄労働組合の傘下である大分地本は、一時に二六一五名の脱退者を出し、残る組合員は一二〇〇名となつたのであるが、このことは大分地本の組織に決定的変化を生ぜしめたものといふことはできない。なお依然として一二〇〇名の組合員による労働組合が残存しているのである。しかも国鉄労働組合という単一組織の一つの下部において起きた現象であり、問題は大大分地区の組織の問題ではなく国鉄労働組合の現象として把握すべき性質のものであろう。いわば二六一五名の労働組合からの離脱現象は、なお集団脱退というべき性格のものであろう。従来判旨においても述べられているように分裂という法概念があるかどうか争いのあるところであるが、否定説によれば組合員の脱退と新組合の結成という二段の行為が行なわれるに過ぎず、分裂をことさら法概念のなかに導入しないという立場がとられている。しかし右集団脱退によつて労働組合の基盤に質的变化がみられ従来組合活動が大きく変化してきたとき、その組合現象をなお脱退の概念のなかに置いて理解できるものかどうか。否定的に理解せざるをえないであろう。

この事件において、判旨はかなり大大分地本の組織を中心として論旨の展開を試みようとしているが、大大分地本のみからみればなる程

一つの分裂があつたといえなくはないが、かりに分裂といひうるためにはなお分裂後の労働組合の状態について事実の究明をすることが必要であつたろう。そして認定した事実のうゑに立つて第一義的に労働組合の状態、第二義的に新組合の状態を考慮した上で判断を行なうべき性質のものであつて、この判断の基礎となる事実の究明が不十分のようである。判旨の要旨を略説すると「組合の合同」という法現象があるから組合の分裂という法概念があるとし、本件を安易に組合の分裂と断定している点いささか理論的にまた事実認定に不十分のところがあり、十分な説得力を持たないとの印象を受ける。かつそのうゑに通常離脱説といわれる立場にかなり傾倒しながら論理の展開を試みることも疑問である。またこの事件において分裂を考えるとき、国鉄労働組合の下部組織であるということがかなり軽視されているのではないだろうか。大大分地区職員の組織の範囲内で本件を考えることも、組合員の意思を尊重することから一概に否定するべき性質のものでないが、さりとて上部組織の執行権あるいは組合統制下にある大大分地本の性格をより重視して論理を展開すべきであり、判旨は、局部的現象に考察の対象を集中し過ぎた嫌いがある。

三 労働組合の分裂と財産請求権の問題については、すでに最高裁判決がある（昭和三年一月一四日最高裁第一）。この事例において権利能力なき社団の財産所有は総有関係であるとの結論が示されている。労働組合の財産所有関係が総有所有関係であるということについてはかなり問題があるところで、労働組合の財産所有関係は、単

なる市民法の所有関係のものとして理解することは不可能であり、労働組合の力関係を象徴する一要素と考えることを必要とする。すなわち労働組合の実力とりわけ使用者に対する対等関係を中心として考察を進めてゆくべきもので対等関係における団結力の形成一要素として観念することを必要とする。したがって多数決原理によつて労働組合の財産の所有関係が決定されるべき性質のものである

(阿久沢「労働組合における分裂と財産請」  
「求権」法学研究三二巻一号、七八頁参照)

ところでこの事件において労働組合事務所建築の資金がどのような形式で出資されたか、あるいはどのように使用されたかはそれ程重要なポイントとは思われない。なるほど事実関係のなかにおいて以上の諸点は強く作用しているにしろ、結局は国鉄労働組合のなか

において考えられ、終局的に国鉄労働組合の組合活動の用に供される物件である。そもそも右の点を考慮せず、大分地本の建設当時の委員長個人名義で登記したことに問題がある。事実上地域的セクト意識が作用して右のような結果になつたとも推測できなくはないが、法律論としてとりわけ解釈論として不手際であり、その事実を認めて解釈論を展開することは、この事件において当を得ていない。労働組合事務所所有権を二組合に二分の一ずつ認めるという判旨結論は、いささか政策的要素が強く法律論とりわけ国鉄労働組合の単一組織を軽視した判断といえよう。原告が大分地方本部であり局部的にのみ考察したためであろうか。

(阿久沢 龜夫)